わたしたちのまち鎌倉のことに関心をもち、自分たちでよりよく

していこうという想いを共有して行動するための条例素案

（（仮称）市民活動推進条例）及び指針素案へのご意見を募集します

鎌倉市では、地域での様々な活動の活性化や、活動する多様な主体が繋がることのできる環境づくりに向けた具体的施策を更に推進していくため「（仮称）市民活動推進条例」の制定を目指しています。平成28年5月から検討会を開催し、市民活動団体の方々などの意見を伺ってまいりました。11月に意見公募手続条例に基づいて意見募集を実施し、その結果や検討会の意見などを受けて、条例素案を見直しましたので、再度ご意見を募集します。

また、具体的に市民活動や協働を推進していくための指針について、検討会による検討を踏まえて素案がまとまりましたので併せてご意見を募集します。

素案は、市役所地域のつながり推進課(23番窓口)、各支所、鎌倉・大船ＮＰＯセンター、及び市のホームページでご覧いただけます。

　http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/npo/joreiiken2.html

１　意見の募集期間

平成29年６月22日（木）～平成29年７月21日（金）

２　意見の提出方法及び提出先

意見書の提出につきましては、下記のあて先へ、郵便・ファックス・電子メールによりお送りいただくか、直接お持ちください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提　　　出　先 | 郵便 | 〒248－8686　鎌倉市御成町18番10号　　　　　　 鎌倉市　市民活動部　地域のつながり推進課 |
| ファックス | 0467－23－8700（代表）　※宛先として課名をご記入ください |
| 電子メール | npo@city.kamakura.kanagawa.jp |
| お持ちいただく場合 | 市役所本庁舎１階　地域のつながり推進課（23番窓口）※各支所、鎌倉・大船NPOセンターにも回収箱が設置してあります。 |

　※電話または口頭によるご意見は、正式な意見公募としてはお受けできません。

３　提出期限

平成29年７月21日（金）必着（郵送の場合は消印有効）

４　提出できる方　（鎌倉市意見公募手続条例第２条第３号）

・市内に住所を有する方

・市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方

・市内の学校に在学する方

・市に対し納税義務を有する方

・この事案に関し利害関係を有する方

５　意見の提出様式

・意見提出の様式は自由ですが、裏面を利用していただくと便利です。なお、意見提出にあたっては、住所、氏名（法人などの団体の場合は、所在地、団体名及び代表者氏名）、電話番号（またはファックスや電子メールアドレスなどの連絡先）を記載してください。住所や所在地が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称、市内の活動場所の名称などを記載してください。

・ご連絡先の情報は、いただいたご意見の内容についてお問い合わせをする場合に利用させていただきます。

６　提出されたご意見について

個々のご意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

ご意見につきましては、市の考え方とともに、後日公表します。

７　お問い合わせ

鎌倉市役所市民活動部地域のつながり推進課　電話　0467-23-3000（代表）　内線2582

わたしたちのまち鎌倉のことに関心をもち、自分たちでよりよく

していこうという想いを共有して行動するための条例素案

（（仮称）市民活動推進条例）及び指針素案に対する意見用紙

|  |  |
| --- | --- |
| 住所（所在地） |  |
| 氏名（団体名及び代表者氏名） |  |
| 電話番号（連絡先） |  |
| 区分（該当する　ものに☑） | □　市内に住所を有する方□　市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方□ 市内の学校に在学する方□　市に対し納税義務を有する方□　この事案に関し利害関係を有する方 |
| 【意見記入欄】（欄が足りない場合は、別紙にご記入いただいてもかまいません。） |